

## 多賀城跡を活用したナイトタイムエコノミー推進業務 仕様書

### 1 委託業務の目的

本県の代表的な観光地である松島では、宿泊観光客数が東日本大震災前の7割程度に留まっており、長期滞在を促すための広域的な観光周遊ルートの磨き上げが不可欠な課題となっている。一方、多賀城創建1300年にあたる令和6年度から令和7年度にかけて実施したナイトタイムイベントやライトアップ事業等は、多賀城の知名度向上や観光消費の促進に大きく寄与し、観光コンテンツとしての高い価値が再評価されたところである。

本業務は、これら多賀城の持つ魅力を広域的な観光周遊ルートへとつなぎ合わせ、「仙台～多賀城～塩竈～松島」を中心とする本県の主要観光ルートの回遊性をさらに高めることを目指すものである。

今年度は、国内外の旅行者をターゲットにしたライトアップの実施に加え、旅行業者招請やモデルツアー造成等を行うことで、日帰り観光客から宿泊観光客への転換を強力に促進するとともに、今後のデスティネーションキャンペーンや多賀城政庁の復元などを見据えた誘客基盤を構築し、本県観光の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### 2 業務内容

本業務の内容は次の(1)から(8)までとし、その実施に当たっては、国特別史跡である多賀城を会場とする業務が含まれることから、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等の関係法令を遵守すること。

なお、やむを得ない事情で業務内容や実施時期等に変更の必要が生じた場合は、県と協議の上、その実施内容を変更すること。

#### (1) 多賀城跡におけるライトアップ

多賀城跡を会場とし、次のアからウまでに記載する場所において、ライトアップを実施すること。

ライトアップの実施期間は、令和8年11月の連続する9日間とする。

なお、会場は段差や側溝等の足元が悪い箇所が存在することから、投光器等により照明を確保するとともに、適宜会場案内スタッフを配置すること。

ライトアップ期間中、宮城県及び多賀城市が、多賀城跡において本業務以外のイベントを行う場合は、当該イベントと連動した取組となるよう協議の上で実施すること。

ア 正殿跡周辺

イ 南大路

ウ 城前官衙及び城前官衙周辺(光る遊具の設置を含む。)

#### (2) 飲食ブースの出店

上記(1)の実施期間における毎週末、多賀城跡(城前官衙及びその周辺を想定)に飲食ブースを出店すること。また、飲食ブースでは、多賀城市やその周辺市町等、県内各地の名産品や地域商品を中心に取扱うよう努めること。

なお、仮設トイレを設置すること。

#### (3) 実施計画図の作成

国特別史跡の使用に伴い、県が文化財保護法に基づく現状変更の許可等の申請を行う必要があることから、申請の基礎となる関係書類として、上記(1)及び(2)に関する実施計画図(図面を含む。)を作成し、実施2か月前までに県にその電子データを提出すること。

#### (4) 来場者の安全対策

次のアからウまでに記載する安全対策を実施し、来場者の安全を確保すること。

ア 駐車場

県が指定する駐車場において、安全管理上必要とされる箇所に誘導員を配置すること。また、照明がない駐車場に、必要に応じて照明を設置すること。

#### イ 横断歩道

来場者は、会場の最寄り駅となる JR 東北本線国府多賀城駅及び会場周辺の駐車場から会場に向かうに当たって、一般県道泉塩釜線及び多賀城市道を横断することとなるため、横断歩道に誘導員を配置すること。

#### ウ 会場までの移動経路

会場までの移動経路において、来場者が安全な経路を移動するよう案内看板を設置するとともに、足元の暗い場所については照明を設置すること。また、必要に応じて案内スタッフを配置すること。

#### (5) プロモーション

本業務により実施するイベントに関して、チラシやポスター、SNS 等の手段により周知を行うこと。

#### (6) イベント記録映像の撮影

今後、広く観光 PR を行う目的で使用するため、本業務により実施したイベントの様子を撮影し、1 分程度の動画 1 本以上、10 分程度の動画 1 本以上をイベント終了後に納品すること。

#### (7) 旅行業者の招請、旅行商品の造成及び提案

上記(1)のライトアップ実施期間中、旅行業者 5 者以上を招請し、今後の旅行商品造成に向けた PR と意見聴取を行うこと。

加えて、国内外の観光客の参加を想定した当該ライトアップを行程に組み込んだ周遊モデルツアー（【例】仙台～塩竈（食）～多賀城（本イベント）～松島（泊）～仙台など）を実施することで、将来的な商品造成に向けた参加者からの意見聴取を行うこと。また、これら旅行業者の招請やモデルツアーの実施結果、および聴取した意見を踏まえ、今後本県で展開されるデスティネーションキャンペーンに繋がる旅行商品の提案を行うこと。

#### (8) イベントの効果検証

本業務全体について、来場者数や消費額等に関する効果検証を行うこと。

### 3 成果物の提出

#### (1) 提出する成果物

事業終了後、事業完了報告書（任意様式）2 部及び電子データ（PDF 形式）を提出すること。

#### (2) 提出先

宮城県経済商工観光部観光戦略課

### 4 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

### 5 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後も同様の扱いとする。

### 6 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するほか、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

## **7 その他必要な事項**

発注者の指示により、内容変更を求めることがあるので、その場合、柔軟かつ迅速に対応すること。